

会 則

第1条 (名称・目的)

本クラブは、フィットネスバリア若狭（以下本クラブという）と称し、本クラブの会員が、本クラブ内の諸施設を利用しあひながら互いにコミュニケーションし、身体と心の健康維持増進をはかることを目的とします。

第2条 (所在地)

本クラブの事務所は、福井県三方上中郡若狭町市場18-18におきます。

第3条 (運営・管理)

本クラブの運営・管理は「ミズノスポーツサービズ」(以下会社という)があたります。

第4条 (会員)

本クラブは会員制であり、会員はすべて本クラブの会員区分のいずれかに登録され、本クラブ施設利用約款に基づいて諸施設が利用できます。会員が本クラブ諸施設を利用するときは、個人会員は会員証を提示し、使用します。

第5条 (会員資格の取得)

本クラブは会員制とし、入会に際しては以下の手続きをとるものとします。

本クラブに入会しようとするものは、本クラブの諸施設利用約款に基づく契約を締結し、定められた申込手続きを行い、料金を納入するものとします。

尚、本クラブは、その自由な裁量により、入会申込みを承認または承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。

第6条 (会員の構成)

本クラブは個人会員で構成されています。

第7条 (休会または退会)

会員が、休会または退会しようとするときは、所定の書面にて会社に「休会届」または「退会届」を提出するものとします。

第8条 (会費・料金)

会員は、本クラブが定めた会費・料金を本クラブに納入しなければなりません。

第9条 (会員資格喪失)

会員は、本クラブ施設利用約款に基づく契約が終了した時に、その資格を失います。

第10条 (会員除名)

会員が次の各号の一つに該当する時は、本クラブは会員を除名する事ができ、会員はその資格を失います。

- ①本クラブの諸規則に違反したとき。
- ②本クラブの名誉を傷つ、秩序を乱したとき。
- ③会費等諸費用の支払いを3ヶ月以上滞納したとき。(休会費含む)

第11条 (ビジター)

本クラブは、会員以外の者(ビジターという)にも本クラブ諸施設を利用させることができます。

第12条 (会員・施設利用約款の改訂)

本クラブは、必要と認められた場合に限り、会則および施設利用約款の改訂を行うことがあります。この場合、改訂した内容は会員全てに及ぶものとします。

施設利用約款

第1条 (施設利用)

本クラブを利用しようとする者は、本約款に基づき本クラブと契約し、第4条に定める区分によって会員にならなければなりません。

第2条 (入会資格)

本クラブに入会できる者は、下記の各号に該当する者となります。

- ①本クラブ会則および施設利用約款を承諾し、入会を希望する者。
- ②中学生以上の者。尚、未成年者の場合は、親権者の同意が必要とします。
- ③健康状態に異常がなく、医師等に運動を禁じられておらず、本クラブの諸施設の利用に耐えうると認められた方。(健康状態に疑義のある方は、別途ご相談ください。)
- ④刺青をしていない者。
- ⑤暴力団等反社会的行為を犯す恐れのある団体等に関係していない者。

第3条 (会員資格の取得)

会員になろうとする者は、所定の申込書により本クラブの承認を得た上で、会員区分に従って本クラブの定める入会金その他所定の費用等を本クラブに支払うものとします。その手続きが完了した時、本クラブとの間に本約款に基づき施設利用約款が成立し、本クラブの諸施設利用権を取得し会員となります。

第4条 (会員区分)

①会員は次の区分により、本クラブ諸施設を利用できます。

1.個人会員

第5条 (会員証の取り扱い)

本クラブは会員に対して会員証を発行し、会員は以下のように会員証を取り扱うものとします。

- ①会員は本クラブ施設を利用するときは会員証を提示しなければなりません。
- ②会員証は記名式とします。(会員の氏名を記入)
- ③会員証は会員本人のみが使用でき、他の人に貸与あるいは譲渡することはできません。
- ④会員は、会員証を紛失した場合、速やかに本クラブに届出、再発行の手続きをとらなければなりません。

第6条 (会員の名義変更)

個人会員の名義変更はできません。

第7条 (未成年者の取り扱い)

未成年者が会員になろうとする時は、本人とその親権者が連署した上、申込みものとします。この場合、親権者は自ら会員になった場合と同様に、本施設利用約款に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第8条 (入会金・事務手数料)

- ①入会金・事務手数料の額、支払い時期および支払い方法は本クラブが定めます。
- ②一旦納入された登録料は、原則としてこれを返還しません。ただし、入会後契約解除の場合、契約締結の日から起算して「8日(定休日を含まない)」を経過するまでの期間内は納付された入会金・事務手数料の全額を返還します。

第9条 (会費)

- ①会費の額、支払い時期および支払い方法は本クラブが定めます。
- ②会員は、会費を施設利用の有無にかかわらず所定の方法により支払うものとします。(休会費含む)
- ③会費は、以下の事由を除いて、会員にこれを返還しないものとします。
 - i 長期契約者に基づき会費を既納した会員からの退会手続きがされた場合
 - ii 会社のやむを得ざる事情により、長期契約に基づき会費を既納した会員との契約を解除する場合この場合、別途定める算出式に基づき、未経過月分の会費を返還するものとします。
- ④前項の定めにかかわらず、入会後契約解除の場合、契約締結の日から起算して「8日(休館日を含まない)」を経過するまでの期間内は、納付された会費の全額を返還します。ただし、施設を利用した場合はビジター利用料金にて精算します。

第10条 (利用料およびサービス料金)

- ①「利用規則第2条」で規定している施設利用料が必要な種別の会員は、施設利用の場合、本クラブが定めた利用料を支払うものとします。
- ②会員はその種別により「利用規則第2条」で規定するサービスを利用する場合は、所定の方法によりサービス料金を支払うものとします。

第11条 (諸規則の遵守)

会員は、本クラブ諸施設を利用する場合、本約款、会則、規則等を守らなければなりません。

第12条 (損害賠償責任免除)

- ①会員または会員が同伴・紹介ビジターに、本クラブの利用中に際して発生した人的、物的事故については、本クラブは責任を負いません。ただし、本クラブは一定の補償をするものとします。
- ②会員またはビジターが、本クラブの利用に際して発生した盗難、紛失については、本クラブは一切損害賠償の責を負いません。

第13条 (会員の損害賠償責任)

会員が本クラブの諸施設を利用中、自己の責に帰すべき事由により、本クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかにその損害に対して弁償しなければなりません。ビジターについても同様です。

第14条 (会員資格の喪失)

会員は、次の各号のいずれかに該当した時は会員資格を喪失します。

- ①会員本人の都合による退会の申出を本クラブが承認したとき。
 - ②死亡。
 - ③除名されたとき。
- その他の会員については、会員本人が死亡したとき

第15条 (契約解除権)

本クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当した場合、会員の資格を一時停止または本クラブとの施設利用約款を解除できます。

- ①会費および諸料金、費用の支払いを3ヶ月以上滞納し、支払いの催促に応じないとき。

②本クラブの名誉を毀損したり、他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき。

- ③故意に本クラブの施設、設備を破損したとき。
- ④本約款およびその他の諸規則に違反したとき
- ⑤本クラブ内において営利を目的とした商行為を行ったとき。

第16条 (会員資格の譲渡禁止)

本クラブの会員資格は、譲渡することはできません。

第17条 (施設の閉鎖)

本クラブは次の場合、本クラブの諸施設の全部、または一部を閉鎖することができます。

- ①天災・地変、その他の理由により施設の利用が不可能と認められる場合。
- ②経営上、重大な理由がある時。

第18条 (休業)

本クラブは、定期休業日の他、施設整備等のやむを得ない事由が発生した場合、休業することがあります。ただし、本クラブの事由により休業する場合は、その旨を事前に施設内に掲示します。

第19条 (ビジターの取り扱い)

ビジターが本クラブを利用する場合は、会員と同様に本約款の各条の定めを守らなければなりません。

また、ビジターの利用は、1日1人1回までとします。

第20条 (未払い金の請求)

本クラブは、本約款による本クラブ諸施設利用契約が終了した後も、会員の会費等の未払い金を請求できます。

第21条 (諸費用の変更)

本クラブは、社会経済情勢の変動に応じて、本約款に基づいて会員が負担すべき諸料金を変更することができます。

第22条 (変更事項の届出義務)

- ①会員は、届出住所連絡先等、入会申込書記載事項に変更があった場合は、速やかに本クラブに届け出ることとします。
- ②月会費の会員は、休会や退会等、変更がある場合は、変更実施月の前月10日迄に申し出なければなりません。

第23条 (その他)

その他本約款に定めのない事項が発生した時は、その都度本クラブがこれを定めるものとします。

施設利用規則

第1条 (会員種別による利用料金の有無)

- ①会員は、細則で定める特別のイベントプログラムを受講する時は有料となります。

第2条 (その他の特別料金)

- ①ロッカーの鍵を紛失した場合は、紛失料として実費を支払うものとします。
- ②会員証を紛失した場合は、再発行料として実費を支払うものとします。

第3条 (本クラブ内における厳守事項)

- ①本クラブ内はすべて禁煙です。
- ②本クラブ内には酒気を帯びた方の入場はお断りします。また、飲食は指定された場所のみとします。
- ③運動施設はすべて上履きシューズにての利用となります。
- ④ロッカールーム内では、土足及び上履きシューズも厳禁です。
- ⑤運動施設内におけるビデオ撮り・写真撮影はお断りします。
- ⑥妊婦の方の施設利用は妊婦対象プログラムのみとします。

第4条 (貴重品の一時預かり)

貴重品は預かりできません。本クラブ内における紛失盗難事件について当方は一切責任を負いません。

第5条 (トレーニングジム・スタジオにおける厳守事項)

- ①主治医の運動禁止・指示ラインをオーバーする場合はトレーナーの指示により運動を中止していただきます。
- ②スタジオには、途中からの入退室はできません。
- ③ジム・スタジオ内ではトレーナーの指示に従って下さい。

利用種別と料金

		単位：円		
＜町内＞		種別	会費	ビジター
一般	1ヶ月		4,600	1,200
	半年		25,000	
	年間		46,000	
シニア	1ヶ月		4,100	1,100
	半年		22,000	
	年間		41,000	
高校生以下	1ヶ月		3,600	950
	半年		19,500	
	年間		36,000	

		単位：円		
＜町外＞		種別	会費	ビジター
一般	1ヶ月		4,800	1,200
	半年		26,000	
	年間		48,000	
シニア	1ヶ月		4,300	1,100
	半年		23,000	
	年間		43,000	
高校生以下	1ヶ月		3,800	950
	半年		20,500	
	年間		38,000	

- 入会時には入会金5,500円と事務手数料1,100円の費用が発生します。(税込み)
- 休会費は月々1,100円となります。(税込み)

ご注意事項

- 各会員はいずれも1名記名式、施設の利用は記名の本人に限ります。
- 会員の年齢は中学生以上とします。
- お支払い頂いた登録料・会費はお返し致しません。
- シニア会員は月初の時点で60歳になる月からとする。

営業時間・定休日

- 平日：午前10：00～午後9：00
- 土曜日、日曜日・祝日：午前10：00～午後6：00
- 毎週火曜定休/年末年始休館
- その他台風や大雪の影響もしくは施設点検等で臨時休業する場合がございます。

会費のお支払方法

- 月会費は毎月28日に銀行口座もしくは郵便局お取引口座より自動振替させていただきます。

ご利用施設

- マシニングジム、スタジオ、ロッカールーム等。

入会お申し込み方法

- 当クラブ会則ならびに施設利用約款をご承認の上お申し込み下さい。
- 本クラブの入会承認を得た後、会費をお支払い下さい。 ※貯金通帳と貯金通帳届出印をご持参下さい。